

Web-1.8.23 食品添加物の表示について



食品添加物って何ですか？

食品衛生法第4条では、添加物は次のように定められています。

“食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの”

つまり、食品に添加することで

- ・味を調える
- ・長期保存を可能にする
- ・色や香りをつける 等の効果が得られる物質のことです。



<参考・食品添加物の分類>

指定添加物	420品目 使用可能品目をリスト化	安全性と有効性が確認され、国が使用を認めたもの (品目が決められています)
既存添加物	365品目 使用可能品目をリスト化	我が国においてすでに使用され、長い食経験があるものについて、例外的に使用が認められている添加物 (品目が決められています)
天然香料基原物質	約600品目例示	植物、動物を起源とし、着香の目的で使用されるもの
一般飲食物添加物	約100品目例示	通常、食品として用いられるが、食品添加物として使用されるもの

(添加物の品目数は平成23年7月19日現在)

消費者庁資料

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin496.pdf>

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin497.pdf>